

# 令和7年度 集団指導資料

玉野市長寿介護課

## 目次

1. 介護給付費算定に係る体制等の届出
2. 電子申請・届出システム
3. 虐待防止・高齢者の権利擁護
  - (1) 高齢者虐待の防止
  - (2) 身体拘束廃止に向けて
4. 災害対策
5. 避難確保計画
6. 業務継続計画（BCP）
7. 介護サービス事業所の指定更新手続
8. 介護保険事業者に対する指導監督等
  - (1) 介護保険施設等に対する指導及び監査等
  - (2) 業務管理体制の整備及び介護保険事業者の法令遵守
9. ハラスメント対策の推進
10. 介護保険施設・事業所における事故等発生時の対応
11. 認知症介護研修の研修体系
12. 運営推進会議・外部評価
13. 運営指導における指導・指摘事項等
14. 資料確認書の提出について
15. その他連絡事項

## ◎主な関係法令

- ・介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ・介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）
- ・介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）

### 【基準関係】

#### ○地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス

- ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）
- ・指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）
- ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号）
- ・玉野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 31 年玉野市条例第 5 号）
- ・玉野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 31 年玉野市条例第 6 号）

#### ○居宅介護支援

- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 38 号）
- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年老企第 22 号）
- ・玉野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 31 年玉野市条例第 8 号）

#### ○介護予防支援

- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成 18 年老振発第 0331003 号・老老発第 0331016 号）
- ・玉野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 31 年玉野市条例第 7 号）

### 【報酬関係】

#### ○地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス

- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）

- ・指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
(平成 18 年厚生労働省告示第 128 号)
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  
(平成 18 年老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号)

#### ○居宅介護支援

- ・指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 12 年厚生省告示第 20 号)
- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 12 年老企第 36 号)

#### ○介護予防支援

- ・指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 18 年厚生労働省告示第 129 号)
- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 18 年老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号)

※市の条例、規則等は、市 HP で確認してください。

[http://www.city.tamano.okayama.jp/reiki\\_int/reiki\\_int/reiki\\_taikei/r\\_taikei\\_08\\_02\\_02.html](http://www.city.tamano.okayama.jp/reiki_int/reiki_int/reiki_taikei/r_taikei_08_02_02.html)

※国の法令、通知等は、次の文献、HP 等で確認してください。

●文献：令和 6 年 4 月版「介護報酬の解釈」(発行所：社会保険研究所 3 分冊 人員基準等を編集したものです。これに限るものではありません)

- 介護報酬の解釈 1 単位数表編 (青本)
- 介護報酬の解釈 2 指定基準編 (赤本)
- 介護報酬の解釈 3 Q A ・法令編 (緑本)

●ホームページ：

厚生労働省 「法令等データベースシステム」

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

総務省 「法令データ提供システム」

<https://www.e-gov.go.jp/>

厚生労働省 「介護報酬について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/housyu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/index.html)

厚生労働省 「介護サービス関係 Q & A」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/qa/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html)

WAMNET (運営：独立行政法人福祉医療機構)

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

※福祉保険医療関連の情報を提供するための、総合的な情報ネットワークシステム

## 1. 介護給付費算定に係る体制等の届出

本市が所管する介護保険事業所について、令和8年4月1日を適用開始年月日とする報酬区分及び加算算定に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出期限を、特例的に令和8年4月15日(水)とする取扱いとします。

### ■ 特例の対象となる体制届等

- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（体制届別紙1）
- ・ 各種加算届出書等の添付書類
- ・ 令和8年度処遇改善計画書

### ■ 届出に係る留意事項

- ・ 市に提出している報酬体制を変更する場合は、届出が必要となります。
- ・ 加算等の内容に変更がない場合は、届出の必要がありません。

【地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援事業所向けページ（市ホームページ）】

<https://www.city.tamano.lg.jp/site/cyoju/2330.html>

「様式集」の項目内「加算関係様式」をダウンロードしてください。

【総合事業の事業所向けページ、指定申請、変更届、加算、サービスコード表（市ホームページ）】

<https://www.city.tamano.lg.jp/site/cyoju/11835.html>

「提出書類・様式」の項目中「加算関係様式」をダウンロードしてください。

【令和8年度介護職員等処遇改善加算等について（市ホームページ）】

<https://www.city.tamano.lg.jp/site/cyoju/40220.html>

※処遇改善計画書の様式をダウンロードしてください。

### ■ 留意事項

・ 令和8年度より加算Ⅰ～Ⅳについて、金額の引き上げが行われる予定です。また加算Ⅰ・Ⅱについて、上乘せの加算区分（加算Ⅰロ・Ⅱロ）が設けられる予定です。適用日は令和8年6月1日となります。

・ 「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「居宅介護支援」「介護予防支援」に処遇改善加算が新設されます。算定される事業所は新規に届出が必要です。

## 2. 電子申請・届出システム 【令和7年2月 運用開始】

### <概要>

令和6年4月1日から施行された介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第46号）により、介護保険事業者の指定の申請や変更の届出等は、厚生労働省の「電子申請届出システム」により提出することとされました。

玉野市では、令和7年2月1日より、介護保険サービス事業所の新規指定申請、指定更新申請、変更届、加算に関する届出、廃止・休止・再開届等がオンラインでできるようになりました。

そのため今後届出等が必要な際には、やむを得ない事情がある場合を除き、原則システムでの申請を行っていただきますようお願い申し上げます。

### ○電子申請（市ホームページ）

<https://www.city.tamano.lg.jp/site/cyoju/45319.html>

### 【参考】

#### ○介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

#### ○電子申請届出システムの導入について（県ホームページ）

<https://www.pref.okayama.jp/page/935219.html>

### <電子申請届出システム活用によるメリット>

- ・提出書類の印刷、郵送・持参等の手間が削減され、ウェブ上で申請・届出を完結させることができます。
- ・添付書類などについては、電子ファイルを複数の申請届出で活用でき、書類の作成負担が大きく軽減されます。
- ・申請届出の受付状況や結果について、ウェブ上で確認が可能です。
- ・上記、削減できた手間・時間を、サービスの質の向上にご活用いただけます。

### <電子申請届出システムの利用にあたって準備すること>

本システムの利用には、G ビズ ID のアカウント取得、登記情報利用サービスの利用登録など事前準備が必要となります。

### ●G ビズ ID アカウントについて

アカウントの種類は以下のとおりです。

種別	利用対象	利用可否
G ビズ ID プライム	法人代表者、個人事業主向け	利用可
G ビズ ID メンバー	G ビズ ID プライム取得組織の従業員向け（複数作成可能）	利用可
G ビズ ID エントリー	事業しているなら誰でも	<u>利用不可</u>

・電子申請届出システムで利用できる G ビズ ID のアカウント種類は、「G ビズ ID プライム」と「G ビズ ID メンバー」です。

※「G ビズ ID エントリー」は利用できませんので、ご注意ください。

・アカウントの作成は、2 週間ほどかかります。

※「G ビズ ID」はデジタル庁が所管するサービスのため、同サービスに関する照会等は以下のサイトに記載のお問い合わせ先をお願いいたします。

○G ビズ ID ホームページ (デジタル庁)

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

### 3. 虐待防止・高齢者の権利擁護

#### (1) 高齢者虐待の防止

##### 1 「高齢者虐待」の捉え方

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは 65 歳以上のものと定義されています。また、高齢者虐待を「養護者による高齢者虐待」及び「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて次のように定義しています。

##### ア 養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当します。また養護者による高齢者虐待とは、次の行為とされています。

##### ①身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

##### ②介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

##### ③心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

##### ④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

##### ⑤経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

##### イ 養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う上記①～⑤の行為です。

##### 2 養介護施設の設置者、養介護事業者の責務

養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、従事者に対する研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じなければならない。(高齢者虐待防止法第 20 条)

##### **【高齢者虐待の防止に向けた基本的視点】**

- (1) 発生子防から虐待を受けた高齢者の生活の安定までの継続的な支援
- (2) 高齢者自身の意思の尊重
- (3) 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ
- (4) 虐待の早期発見・早期対応
- (5) 高齢者本人とともに養護者を支援する
- (6) 関係機関の連携・協力によるチーム対応

## ポイント

### ①虐待に対する「自覚」は問わない

高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応すること。

### ②権限の行使

高齢者虐待防止法では、虐待によって生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められた場合、市は老人福祉法の規定に基づく措置や成年後見制度開始の審判請求を行います。

また、養介護施設従事者による高齢者虐待が発生した場合、市は、高齢者虐待防止法の規定による調査や介護保険法の規定による監査等を実施し、事実確認を行います。

### ③通報窓口の周知

養介護施設従事者等については、「当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない」（高齢者虐待防止法第 21 条）とされています。

このため、施設・事業所内の従業者に、市の通報窓口及び連絡先等を周知し、速やかな通報に結び付ける必要があります。

# 1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

## 概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

## 単位数

<現行>  
なし



<改定後>

**高齢者虐待防止措置未実施減算** 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

## 算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）
  - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
  - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
  - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## (2) 身体拘束廃止に向けて

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号） 関係条文において、以下のとおり規定されています。

「(各サービス) の提供に当たっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者等（利用者等）の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。」

### ○身体的拘束の禁止について

#### 【身体拘束禁止の対象となる具体的な行為】

(1) ひも等を使用して身体の動きを制限する

①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。

②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

③点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。

④他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。

(2) ベルト等を使用して身体の動きを制限する。

車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y 字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。

(3) ベッド柵を使用して行動を制限する。

自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む。

(4) ミトン型の手袋等をつけて手指の動きを制限する。

点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の動きを制限するミトン型の手袋等を付ける。

(5) 椅子などを使用して、動きを制限する。

立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。

(6) つなぎ服を使用して、動きを制限する。

脱衣やおむつはずしを制限するためにつなぎ服を着せる。

(7) 過剰に薬を使用して行動を制限する。

行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。

(8) 鍵をかけた部屋に隔離する。

自分で開けることのできない居室等に隔離する。

#### 【身体拘束が「やむを得ない」と認められる 3 要件】

以下の要件を全て満たして、「やむを得ない」と判断することができる。

##### (1) 切迫性

本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる危険性が著しく高いこと。

##### (2) 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

##### (3) 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

以上の3要件を満たすことなく身体拘束に当たる行動制限等を行った場合、基準省令（条例）違反であり、高齢者虐待に該当するものとされます。

※留意事項（上記3要件を満たしていても、以下の内容に留意することが必要）

・緊急やむを得ない場合の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で判断することが必要。

・身体拘束の内容、目的、時間、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要。

・介護保険サービス提供者には、身体拘束に関する記録の作成等が義務付けられている。

## 身体拘束廃止に向けてまずなすべきこと—五つの方針—（一部抜粋）

～「身体拘束ゼロへの手引き」より～

### 【トップが決意し、施設や病院が一丸となって取り組む】

組織のトップである施設長や病院長、そして看護・介護部長等の責任者が「身体拘束廃止」を決意し、現場をバックアップする方針を徹底することが重要です。そのためには施設長をトップとした「身体拘束廃止委員会」を設置し、施設・病院全体で身体拘束廃止に向けて現場をバックアップする態勢を整えてください。

### 【みんなで議論し、共通の意識をもつ】

身体拘束の問題は、個人それぞれの意識の問題でもあります。そのため、身体拘束の弊害をしっかりと認識し、どうすれば身体拘束を廃止できるかを、トップも含めてスタッフ間で十分に議論し、みんなで問題意識を共有していく努力が求められます。

### 【まず、身体拘束を必要としない状態の実現を目指す】

個々の高齢者についても一度心身の状態を正確にアセスメントし、身体拘束を必要としない状態を作り出す方針を追求していくことが重要です。

問題行動がある場合にも、そこには何らかの原因があるのであり、その原因を探り、取り除くことが大切です。

### 【事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援態勢を確保する】

身体拘束の廃止を側面から支援する観点から、転倒等の事故防止対策を併せて講じる必要があります。そのためには、転倒や転落などの事故が起きにくい環境づくり（手すりを付ける、足元に物を置かない、ベッドの高さを低くするなど）と、スタッフ全員で助け合える態勢づくり（対応が困難な場合について、柔軟性のある態勢の確保）が重要となります。

### 【常に代替的な方法を考え、身体拘束するケースは極めて限定的に】

身体拘束せざるを得ない場合についても、本当に代替する方法はないのか真剣に検討することが求められます。

「仕方がない」「どうしようもない」とみなされて拘束されている人はいないか、拘束されている人に

については「なぜ拘束されているのか」を考え、まず、いかに拘束を解除するのかを検討することから始める必要があります。

基準省令において「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」は身体拘束が認められていますが、この例外規定は極めて限定的に考え、全ての場合について身体拘束を廃止していく姿勢を堅持することが重要です。

# 1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進①

## 概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
  - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
  - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

## 基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
  - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
  - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

# 1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進②

## 単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

< 現行 >

なし



< 改定後 >

**身体拘束廃止未実施減算** 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

## 算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
  - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
  - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

## 令和6年度における施設従事者等による虐待の状況について

高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、令和6年度における施設従事者等による虐待の状況等について、次のとおり公表する。

### ○高齢者福祉施設従事者等

県内の高齢者福祉施設従事者等による高齢者虐待の事実確認件数 18件

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	① 女性(1人)	② 男性(2人) 女性(28人)	③ 女性(1人)
	年齢階級	85～89歳	80～84歳(3人) 85～89歳(11人) 90～94歳(10人) 95～99歳(6人)	90～94歳
	要介護状態	要介護4	要介護4(6人) 要介護5(24人)	要介護5
虐待の類型	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待
施設等の種別	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム
虐待を行った従事者等の職種	介護職員(1人)	管理者(1人) 事務長(1人) 介護職員(12人)	介護職員(1人)	
虐待に対して採った措置	研修計画に従い人権擁護及び虐待防止のための研修の実施等を指導	利用者の意思、人格を尊重したサービスを提供するよう努めること等を指導	利用者の意思、人格を尊重したサービスを提供するよう努めること等を指導	

被虐待者の状況	性別	④ 男性(1人)	④ 男性(1人) 女性(1人)	⑤ 男性(27人) 女性(65人)
	年齢階級	75～79歳	70～74歳 95～99歳	65～69歳(4人) 70～74歳(13人) 75～79歳(18人) 80～84歳(18人) 85～89歳(17人) 90～94歳(16人) 95～99歳(5人) 100歳以上(1人)
	要介護状態	要介護3	要介護3 要介護4	自立(22人) 要支援1(4人) 要支援2(1人) 要介護1(14人) 要介護2(10人) 要介護3(14人) 要介護4(15人) 要介護5(12人)
虐待の類型	身体的虐待	放棄・放置 心理的虐待	経済的虐待	
施設等の種別	短期入所生活介護	認知症対応型共同生活介護	養護老人ホーム	
虐待を行った従事者等の職種	施設職員(1人)	介護職員(1人)	生活相談員(1人)	
虐待に対して採った措置	身体拘束適正化委員会で協議し、その結果を職員に周知徹底すること等を指導	事業所内部での調査検討を全職員で行うこと及び管理者による改善計画書の作成指導	指定の一部の効力(新規利用者の受入れ)の停止6ヶ月の行政処分	

被虐待者の状況	性別	⑦ 女性(1人)	⑧ 男性(1人)	⑨ 女性(1人)
	年齢階級	85～89歳	90～94歳	95～99歳
	要介護状態	要介護3	要支援2	要介護2
虐待の類型	身体的虐待 心理的虐待	経済的虐待	身体的虐待	
施設等の種別	認知症対応型共同生活介護	通所介護	介護老人保健施設	
虐待を行った従事者等の職種	介護職員(1人)	介護職員(1人)	介護職員(1人)	
虐待に対して採った措置	高齢者の意思、人格尊重及び高齢者虐待防止研修の定期的な実施等を指導	利用者の意思、人格を尊重したサービスを提供するよう努めること等を指導	人権擁護、虐待防止のための体制整備及び従業者への実効性のある研修の実施等を勧告	

被虐待者の状況	性別	⑩ 女性(1人)	⑪ 男性(1人)	⑫ 女性(1人)
	年齢階級	80～84歳	70～74歳	95～99歳
	要介護状態	要支援1	要介護3	要介護4
虐待の種類	心理的虐待	身体的虐待	放棄・放置	
施設等の種別	養護老人ホーム	有料老人ホーム	特別養護老人ホーム	
虐待を行った従事者等の職種	介護職員(1人)	介護職員(2人)	介護職員(1人)	
虐待に対して採った措置	定期的な施設内虐待防止研修の実施及び身体拘束等適正化委員会の定期的な開催を指導	当該職員に対する再発防止のための指導及び全職員に対し研修を実施すること等を指導	職員に対する再発防止のための指導及び研修計画に従い研修を実施すること等を勧告	

被虐待者の状況	性別	⑬ 男性(1人)	⑭ 女性(1人)	⑮ 女性(1人)
	年齢階級	65～69歳	90～94歳	90～94歳
	要介護状態	要介護3	要介護4	要介護5
虐待の種類	放棄・放置 心理的虐待	放棄・放置	身体的虐待	
施設等の種別	認知症対応型共同生活介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	
虐待を行った従事者等の職種	介護職員(1人)	介護職員(1人)	管理者(1人)	
虐待に対して採った措置	虐待防止委員会で協議し、その結果を職員に周知徹底すること等を指導	虐待の発生原因の究明及び具体的な改善策を作成すること等を指導	他職種による身体的拘束等適正化委員会を開催すること等を指導	

被虐待者の状況	性別	⑯ 女性(2人)	⑰ 男性(1人)	⑱ 男性(1人)
	年齢階級	75～79歳 95～99歳	80～84歳	65～69歳
	要介護状態	要介護3 要介護4	要介護2	要介護3
虐待の種類	身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待	経済的虐待	
施設等の種別	特別養護老人ホーム	認知症対応型共同生活介護	介護老人保健施設	
虐待を行った従事者等の職種	不特定多数	介護支援専門員(1人)	介護支援専門員(1人)	
虐待に対して採った措置	入所者の人格を尊重したサービスの提供及び管理者が必要な指揮命令を行うこと等を指導	職員に対し、虐待対応マニュアル等の周知徹底及び定期的な研修の実施等を指導	職員に対し、虐待対応マニュアル等の周知徹底及び外部研修の実施等を指導	

(参考) 令和6年度 高齢者虐待の通報・届出とその確認の状況 (単位: 件)

	高齢者福祉施設従事者等による虐待	養護者による虐待 (市町村所管分)	合計	
通報・届出件数	38	621	659	
うち虐待認定件数	18	318	336	
区分別内訳	身体的虐待	10	199	209
	性的虐待	0	1	1
	心理的虐待	5	112	117
	放棄・放置	4	66	70
	経済的虐待	3	54	57

※区分別内訳には重複がある。

## 4. 災害対策

### ■土砂災害

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域について「土砂災害警戒区域」が指定されています。

「土砂災害警戒区域」はおかやま全県統合型 GIS で確認できますので、各施設の地区における土砂災害に対するリスクを確認してください。

- 岡山県土木部防災砂防課

「土砂災害防止法とは」

[https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/677882\\_6569055\\_misc.pdf](https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/677882_6569055_misc.pdf)

- おかやま全県統合型 GIS

「防災情報」の「土砂災害警戒区域・特別警戒区域情報」

<http://www.gis.pref.okayama.jp/pref-okayama/Portal>

### ■洪水浸水

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、水防法に基づき、洪水浸水想定区域が公表されていますので、次のウェブサイトでご確認ください。

- 岡山県土木部河川課

「洪水浸水想定区域図」

<https://www.pref.okayama.jp/page/548036.html>

- おかやま全県統合型 GIS

「防災情報」の「洪水浸水想定区域図」

<http://www.gis.pref.okayama.jp/pref-okayama/Portal>

### ■津波・高潮等

- 岡山県土木部河川課

「岡山県津波浸水想定について」

<https://www.pref.okayama.jp/page/329011.html>

- おかやま全県統合型 GIS

「防災情報」の「高潮浸水想定区域図」

<http://www.gis.pref.okayama.jp/pref-okayama/Portal>

## 5. 避難確保計画

### 【要配慮者利用施設の避難確保計画策定】

「水防法」及び「土砂災害防止法」の改正により、要配慮者利用施設の避難確保計画作成と提出及び避難訓練の実施と訓練内容の報告が義務となりました。(令和3年7月16日改正法施行)

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ(国土交通省 HP)

[https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/about\\_suibou2023\\_02.pdf](https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/about_suibou2023_02.pdf)

対象となる施設は、市町村の地域防災計画に定められた、河川洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設です。玉野市で対象となる施設は、玉野市地域防災計画(資料編)に「要配慮者関連施設」として掲載しています。

玉野市地域防災計画(資料編)

義務化対象となる施設種別

<https://www.city.tamano.lg.jp/uploaded/attachment/32842.pdf>

### 【避難確保計画の作成】

国土交通省「避難確保計画作成の手引き」(洪水)

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

国土交通省「避難確保計画作成の手引き」(土砂災害)

[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01\\_tk\\_000052.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_tk_000052.html)

### 【避難確保計画に基づく訓練実施結果報告書】

洪水浸水想定区域や土砂災害(特別)警戒区域に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者の皆様にあつては、作成した避難確保計画に基づく訓練の実施及び市への結果報告が義務付けられています。

また、訓練は、原則1年に1回以上実施し、訓練実施後概ね1ヶ月以内に訓練結果報告をお願いします。

## 6. 業務継続計画（BCP）

### ★業務継続計画（BCP）【Business Continuity Plan】とは……

大地震等の自然災害、感染症のまん延など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。

### ○3年間の経過措置終了

令和6年度より、感染症や非常災害の発生時の業務継続に向けた、計画等の策定及び周知、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられました。

### ○業務継続計画未策定減算について

全サービス対象（（介護予防）居宅療養管理指導、特定（介護予防）福祉用具販売を除く）

必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、感染症もしくは災害のいずれかまたは両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算されます。

★減算される起算日は、運営指導等により BCP の未策定等を発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算されます。

### ○「業務継続計画（BCP）」の作成を支援する研修動画等（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

### ○業務継続計画（BCP）の策定等について（岡山県ホームページ）

<https://www.pref.okayama.jp/page/754863.html>

# 1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

## 概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

## 単位数

< 現行 >  
なし



< 改定後 >

**業務継続計画未実施減算**  
**施設・居住系サービス**  
**その他のサービス**

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算 **(新設)**

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 **(新設)**

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

## 算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合 **(新設)**
  - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
  - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

## 7. 介護サービス事業所の指定更新手続

### ■ 指定の更新制度について

介護サービス事業所が指定の有効期間満了日後も引き続き事業所の運営を行う場合は、6年毎に介護保険法の規定に基づく指定の更新を受ける必要があります。更新を受けない場合は、指定の効力を失い、当該満了日の経過をもって事業所の継続ができなくなりますので、ご注意ください。

### ■ 対象となる事業所・施設

- 1 玉野市に所在する、地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防地域密着型サービス、介護予防支援、介護予防・生活支援サービス（訪問型・通所型サービス）が対象となります。
- 2 同一事業所で複数のサービスの更新を申請する場合は、サービス毎に指定更新を受ける必要があります。

### ■ 指定更新に必要な書類

市ホームページに「申請書・各種様式」を掲載していますので、必要な提出書類をご確認の上、原則、電子申請届出システムにより手続を行ってください。

地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援事業所向けページ（市ホームページ）

<https://www.city.tamano.lg.jp/site/cyoju/2330.html>

総合事業の事業所向けページ、指定申請、変更届、加算、サービスコード表（市ホームページ）

<https://www.city.tamano.lg.jp/site/cyoju/11835.html>

### ■ 指定更新手続のスケジュール

指定の更新申請は、指定日から6年を経過する指定有効期間満了日の前月の末日までに、更新申請書に必要な書類を添付して、原則、電子申請届出システムにより申請を行ってください。

なお、書類の補正等が必要な場合もありますので、できるだけ早めに提出してください。

（指定権者が県又は他市町村長の施設・事業所については、そちらの取扱いに従ってください）

### ○指定更新スケジュールの例

指定年月日	指定有効期間満了日	「更新のお知らせ」	書類提出期限
令和2年6月1日	令和8年5月31日	令和8年3月中に発送	令和8年4月30日
令和2年12月1日	令和8年11月30日	令和8年9月中に発送	令和8年10月31日
令和3年3月1日	令和9年2月28日	令和8年12月中に発送	令和9年1月31日

### ○「更新のお知らせ」についての留意事項

「更新のお知らせ」は、市に届け出ている事業所のメールアドレスへお送りしますが、変更のお知らせをいただいていない等の理由により、届かない場合もあります。

この場合でも、更新の手続を行わないと有効期間の満了により指定の効力を失うこととなりますので、各事業者において十分留意してください。

## 8. 介護保険事業者に対する指導監督等

### (1) 介護保険施設等に対する指導及び監査等

#### 1 指導

サービスの内容及び費用の請求等に関する事項について周知徹底を図るとともに、改善の必要があると認められる事項について適切な運用を求めるために介護保険法第 23 条の規定に基づき実施します。

#### 1) 集団指導

原則として、毎年度 1 回、講習等（インターネットを利用した会議、ホームページを利用した資料の配布等を含む。）の方法により行います。

#### 2) 運営指導

令和 4 年度から、指導項目の一部についてオンライン会議システム等を活用することを想定して、名称が「実地指導」から「運営指導」に変更されました。

##### ○ 実施方法

原則として、各介護保険施設等において、設備やサービス提供状況を目視による確認及び自己点検シート（玉野市版）による事業者の点検結果に基づく書類の確認やヒアリングを行うことにより実施します。

##### ○ 指導内容

介護保険施設等のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、①介護サービスの実施状況指導、②最低基準等運営体制指導及び③介護報酬請求指導を行います。

##### ○ 確認項目及び確認文書

原則として、厚生労働省が定めた「介護保険施設等運営指導マニュアル」の別添資料に則して確認を行い、期間は前年度から直近の実績に係るものとします。

##### ○ 事前に提出を求める書類等

- ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（直近の 1 ヶ月又は 4 週間実績）
- ・ 重要事項説明書
- ・ 自己点検シート（人員・設備・運営編）
- ・ 自己点検シート（介護報酬編）等

※ 指導時間を短縮する観点から、その他様式などを事前提出書類として依頼する場合があります。

##### ◎ 自己点検シートの活用について

運営指導は、各事業所に毎年実施できるとは限りません。自己点検シートには制度改正の内容を反映し掲載していますので、事業所の方は必ず年に 1 回は自己点検シートによる点検を定期的に行ってください。

地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援事業所向けページ（市ホームページ）

集団指導内、「自己点検シート」

<https://www.city.tamano.lg.jp/site/cyoju/2330.html>

## ○ 運営指導後の措置

必要に応じて改善指導や介護報酬の返還指導を行う場合があります。  
また、運営指導からの変更を含め、監査を実施する場合があります。

### 3) 介護報酬請求指導の方法

運営指導等においては、指導担当者が、加算等体制の届出状況及び介護報酬（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行いますが、報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件に即した、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、誤った請求となっている部分があれば過誤調整を行い返還するよう指導します。

### 4) 過誤調整による返還指導

運営指導等において、過誤調整を指導する場合は、原則として次のとおりです。

- ① 加算報酬上の基準に係る算定要件の誤った理解のため同要件を満たしていない場合
- ② 解釈通知に関し誤った理解のため同通知に即したサービス提供を実施していないことにより加算本来の趣旨を満たしていない場合
- ③ 記録の不備により加算の算定要件の充足を確認できない場合

※報酬請求に関し架空請求や水増し請求といった不正請求またはその疑いが認められる場合は、監査を実施して事実関係を調査します。記録が全くなく、サービス提供の実施そのものが確認できない場合も、不正請求の疑いが認められる場合として監査を行う場合があります。

## 2 監査

市が入手した各種情報から、

- ① 人員、設備及び運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認める場合又はその疑いがあると認められる場合
  - ② 介護報酬請求について不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
  - ③ 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
  - ④ 高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (①～③指定基準違反等 ④人格尊重義務違反)

において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼として、介護保険法の規定に基づき実施します。

各種情報とは、

- ① 通報、苦情、相談等に基づく情報
- ② 人格尊重義務違反に関する情報
- ③ 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- ④ 国民健康保険団体連合会又は保険者からの通報情報
- ⑤ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者情報
- ⑥ 介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報

⑦ 運営指導における情報

等の幅広い情報であり、これらの情報から指定基準違反等及び人格尊重義務違反の確認について必要がある場合には、厳正かつ機動的な対応を行います。

※原則として、無通告（監査開始時に通知）で立ち入り検査を実施するなど、より実効性のある方法で行います。

※ 監査より偽りその他不正な行為による請求と認められた場合は、不当利得として介護保険法第 22 条第 3 項に基づき支払を行った保険者がその額を徴収するほか、返還させるべき額に 100 分の 40 を乗じて得た額を徴収することがあります。

## (2) 業務管理体制の整備及び介護保険事業者の法令遵守

### I 介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32により、介護サービス事業者（以下「事業者」という。）には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」といいます。）の数に応じて定められており、事業者は、業務管理体制整備に関する内容について、介護保険事業への新規参入時、区分の変更及び届出事項に変更が生じた際は、必要事項を記載した届出書を遅滞なく関係行政機関に提出することとされています。

特に、業務管理体制の整備に関する届出を行っていない介護サービス事業者については、運営する介護サービス事業所等の指定取消等の理由ともなり得るため、早急に届出を行ってください。

#### 1 業務管理体制の整備の基準

（介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140の39）

指定・許可の事業所等の数※	届出を必要とする業務管理体制整備の内容		
	法令遵守責任者の選任	業務が法令に適合することを確保するための規程（法令遵守マニュアル）の整備	業務執行の状況（法令遵守）に係る監査
1～19	必要	—	—
20～99	必要	必要	—
100以上	必要	必要	必要

※ 事業所・施設数には、介護予防及び介護予防支援事業所を含みますが、みなし事業所は除きます。

みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。

※ 現在事業を行っている事業所等だけでなく、休止中の事業所等も含みます。

#### 2 業務管理体制の整備に関する事項の届出先（令和3年4月1日以降）

（介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140の40）

区分	届出先
1 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	
① 指定事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣 （老健局総務課介護保険指導室）
② 上記①以外の事業者で、主たる事務所（本社）の所在地が岡山県以外の事業者	主たる事務所（本社）の所在地の都道府県知事
③ 上記①以外の事業者で、主たる事務所（本社）の所在地が岡山県の事業者※	岡山県知事 （県民局健康福祉部健康福祉課）

区 分	届出先
2 事業所等が岡山県内のみにある事業者	
① 地域密着サービス（予防含む）のみを行い、その全ての指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
② 全ての指定事業所等が岡山市内のみにある事業所	岡山市長 （岡山市保健福祉局事業者指導課）
③ 全ての指定事業所等が倉敷市内のみにある事業所	倉敷市長 （倉敷市保健福祉局指導監査課）
④ 上記①～③以外の事業者※	岡山県知事（県民局健康福祉部健康福祉課）

### 3 業務管理体制の届出事由と様式

届出が必要となる事由	様式
○業務管理体制の整備に関して届け出る場合（介護保険法第 115 条の 32 第 2 項） * 介護保険事業所等（みなし事業所を除く。）の指定を初めて受けた事業者は必ず届出が必要となります。	様式第 1 号
○事業所等の指定等により、事業展開地域が変更となり、届出先の行政機関に変更が生じた場合（介護保険法第 115 条の 32 第 4 項） * 変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届出が必要となります。 （例：市町村→県、県→厚生労働省への変更）	様式第 1 号
○届出事項に変更があった場合（介護保険法第 115 条の 32 第 3 項） （例：事業者に関する事項（法人の名称、本社所在地、代表者名等）、法令遵守責任者名、届出区分の変更など） * 次の場合は変更の届出は必要ありません。 （1）事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合 （2）法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合	様式第 2 号

## II 業務管理体制の整備・運用状況の監督

### 1 業務管理体制の整備の趣旨

業務管理体制の整備は、単に法令遵守責任者の氏名等を行政に届け出ることが目的ではなく、あくまでも法令遵守責任者が中心となって事業者自らがコンプライアンス（法令遵守）を向上していただくことが本来の趣旨です。

### 2 業務管理体制の整備・運用状況の監督

業務管理体制の整備・運用状況を確認するために、整備・運用状況を定期的に報告いただく確認検査（以下「一般検査」という。）を実施します。（根拠：介護保険法第 115 条の 33）

一般検査は、事業者の業務管理体制の問題点について検証し、事業者が自ら業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り組むよう意識付けすることが目的です。

#### （1）一般検査の内容

##### ① 法令遵守責任者の役割及びその業務内容

確認項目：

- ・法令遵守責任者の選任等
- ・法令遵守体制の構築

##### ② 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容

##### ③ 業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況及びその内容

※②・③については、事業所等の数の区分に応じて実施する。

#### （2）一般検査の実施方法

一般検査は、基本的には書面検査で行うこととしています。（報告後、その内容について疑義等があれば電話等により法令遵守責任者に連絡し、内容を確認する場合があります。また、不備が認められたときには、出頭を求め運用状況を聴取する場合があります。）

#### （3）特別検査

事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合には、業務管理体制の問題点の確認やその要因の検証、取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証するために特別検査を実施します。

### 3 事業者・法令遵守責任者の責務

#### (1) 事業者の責務

業務管理体制は、事業者自身の自己責任原則に基づく内部管理を前提としたものですから、市が事業者に代わり、指定等取消事案などの不正行為の未然防止を図るものではありません。

「業務管理体制の整備に関する報告」を行うことで、事業者自らが法令遵守の取組状況や法令遵守責任者が適切に機能しているかを自己点検していただき、今後のコンプライアンス向上のための取組を考えていただくきっかけにしてください。

そのため、一般検査は定期的を実施することを予定しておりますが、検査のない年においても毎年、報告事項の自己点検を通じて、自ら法令等遵守体制を検証し、必要に応じて改善されるように継続的な取組をお願いします。

#### (2) 法令遵守責任者の役割

法令遵守責任者の役割については、法令等で明確に定められていません。これは、事業者自らが、事業者の実情に応じた取組を真剣に考え、試行錯誤しながらコンプライアンスを高めていただくことが重要だからです。

法令遵守責任者に何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法及び介護保険法に基づく通知等の内容に精通した法務担当の責任者で、事業者内部の法令遵守を徹底することができる者が選任されることを想定しています。

また、法令遵守責任者には、辞令等が交付され、その役割と業務内容が事務分掌などで明記されていることが望まれます。

#### ●業務内容の具体例

・年に1回以上、各事業所等の取組状況を各事業所等の従業員又は管理者からの聞き取り及び書面での報告等により把握する。

※自己点検シート等の活用又は各種会議の場を活用する。

・各事業所等から選出された従業員又は管理者（以下「法令遵守担当者」という。）で組織された委員会を設置し、法令遵守責任者は事業者全体の法令遵守を徹底する連絡体制を確保する。

・研修等を実施し、従業員の法令遵守意識を高める。

・定期的に、介護保険法その他の関連情報等（制度改正及び介護報酬に関する通知・Q&A等）の収集等を行う。

・苦情・事故等の問題が発生した場合には、速やかに報告を求め、事実関係の把握を行い、迅速に解決を図る。その原因を究明し、防止策を法令遵守担当者で組織された委員会等の場で検討し、各事業所等の運営に反映させる。

地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援事業所向けページ（市ホームページ）

業務管理体制

<https://www.city.tamano.lg.jp/site/cyoju/2330.html>

## 9. ハラスメント対策の推進

全ての介護事業者にセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置の実施が義務付けられています。必要な取組を行ってください。

ハラスメント対策関連資料

介護現場におけるハラスメント対策マニュアル（令和4年3月改訂）（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05120.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)

## 10. 介護保険施設・事業所における事故等発生時の対応

玉野市内の介護保険サービス事業者で、サービス利用者（被保険者）に対する介護サービス提供の際に事故が発生した場合、玉野市長寿介護課まで報告してください。

死亡事故等、緊急性の高いものは、電話等により事故等発生連絡を行い、その後速やかに報告書を提出してください。事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに事故が完了した時点で、最終報告書を提出してください。

### 【報告すべき事故の範囲】

- ・サービス提供による利用者又は入居者の事故等で、死亡事故の他、転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥等サービス提供時の事故により、医療機関で治療又は入院したもの及びそれと同等の医療処置を行ったものを原則とする。（事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用所又は入居者自身に起因するもの及び第三者によるもの。）サービス提供には、送迎等も含むものとする。
- ・感染症（結核、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、ノロウイルス感染症・感染性胃腸炎、疥癬他）、食中毒の集団発生。
- ・従業員の法律違反・不祥事等利用者又は入居者の処遇に影響するもの。
- ・火災、震災、風水害等の災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故等。

※なお、感染症等に関する報告は次のとおりとしています。

**ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合**

**イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合**

**ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合**

また、感染症等に関する報告の際、保健所へ報告書を提出する事例があった場合は、保健所への報告書の写しを事故報告書に添付してください。

※利用者が玉野市以外の被保険者の場合は、玉野市と保険者である市町村の両方に報告してください。

玉野市以外が所管する事業所で、玉野市の介護保険被保険者に対する介護サービス提供の際に事故が発生した場合、所管元への報告とあわせて、玉野市へも報告してください。

次ページ以降の「岡山県介護保険施設・事業所における事故等発生時の対応に係る指針」も参照ください。

## 1 目的

介護保険法に基づく運営基準等において、介護保険事業者（以下「事業者」という。）は、介護サービスの提供による事故発生の防止並びに発生時の対応について、必要な措置が定められている。

しかし、介護保険施設等における介護サービス提供中の重大な事故が後を絶たず、高齢者の生命・身体の安全の確保が最優先の課題となっている状況である。

このため、介護サービスの提供に伴う事故発生の未然防止、発生時の対応及び再発防止への取組等について次のとおり指針を定め、もって、利用者（指定通所介護事業者が指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合における当該サービスの利用者を含む。以下同じ。）又は入所者の処遇向上を図ることを目的とする。

## 2 事故発生の未然防止

### （1）居宅サービス事業者

- ① 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくこと。
- ② 管理者は、従業者に対し、事故発生の防止に関する知識等を周知するとともに、事業所外の研修等を受講させるよう努めること。

### （2）施設サービス事業者

- ① 事故発生の防止のための指針を整備すること。
- ② 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。  
（上記の指針、委員会及び研修についての詳細は、基準条例及び解釈通知を参照すること。）

## 3 事故発生時の対応

### （1）居宅サービス事業者

- ① 事故の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じること。
- ② 当該利用者の家族、県（所管県民局健康福祉部）、市町村（所在市町村及び保険者）、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡・報告を行うこと。
- ③ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。  
（記録は5年間保存すること。）

### （2）施設サービス事業者

- ① 事故の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じること。
- ② 当該入所者の家族、県（所管県民局健康福祉部）、市町村（所在市町村及び保険者）等に連絡・報告を行うこと。
- ③ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。  
（記録は5年間保存すること。）

## 4 事故後の対応及び再発防止への取組

### （1）居宅サービス事業者

- ① 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- ② 事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるとともに、全従業者に周知徹底すること。

### （2）施設サービス事業者

- ① 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- ② 事実の報告及びその分析を通じた改善策を全従業者に対し周知徹底すること。  
（上記の報告、分析等についての詳細は、基準条例及び解釈通知を参照すること。）

## 5 県（所管県民局健康福祉部）への報告

### (1) 報告すべき事故の範囲

報告すべき事故の範囲は、原則、以下のとおりとする。

- ① サービス提供による利用者又は入所者の事故等
  - ア 事故等とは、死亡事故の他、転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥等サービス提供時の事故により、医療機関で治療又は入院したもの及びそれと同等の医療処置を行ったものを原則とする。（事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者又は入所者自身に起因するもの及び第三者によるもの（例：自殺、失踪、喧嘩）を含む。）
  - イ サービス提供には、送迎等も含むものとする。
- ② 食中毒、感染症（結核、インフルエンザ他）の集団発生
- ③ 従業員の法律違反・不祥事等利用者又は入所者の処遇に影響のあるもの
- ④ 火災、震災、風水害等の災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故等

### (2) 報告事項

県（所管県民局健康福祉部）への報告は、別紙様式を標準とする。ただし、市町村で報告様式が定められている場合や、別紙様式の各項目が明記されている書式がある場合には、それによっても差し支えない。

### (3) 報告手順

事故等が発生した場合は、速やかに家族等に連絡し、県（所管県民局健康福祉部）及び市町村（所在市町村及び保険者）に報告する。

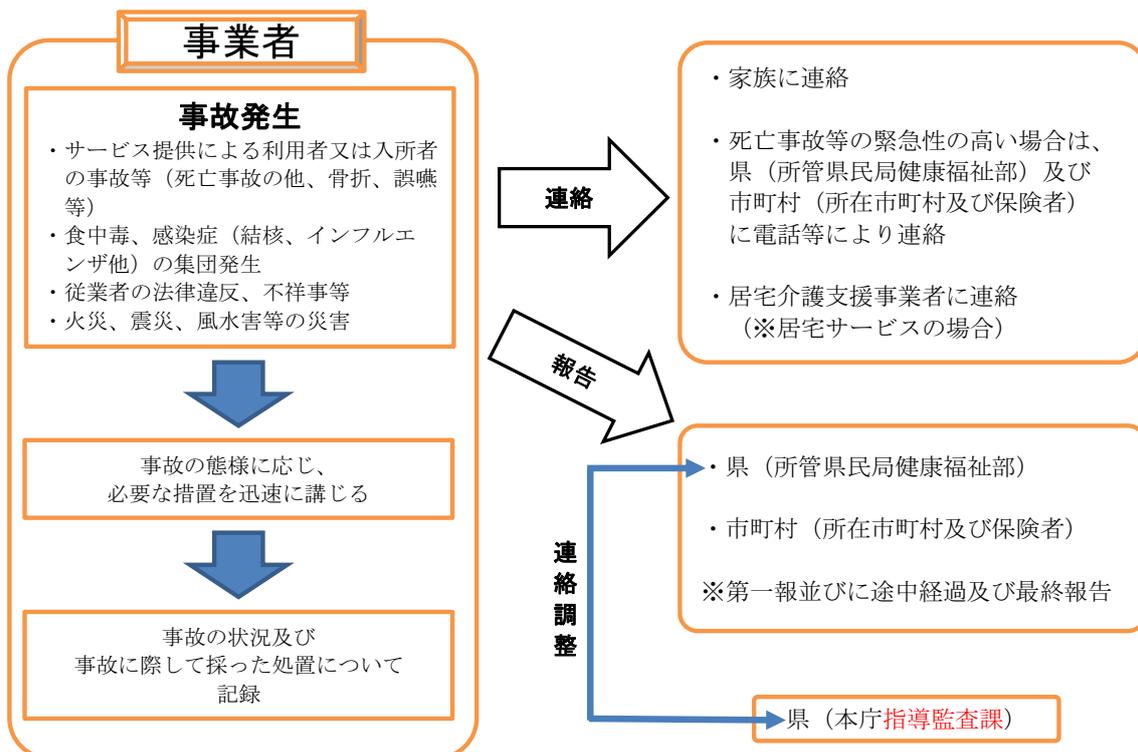
#### ① 第一報

死亡事故等、緊急性の高いものは、電話等により事故等発生連絡を行い、その後、別紙様式の1から6の項目までについて可能な限り記載し、速やかに、遅くとも5日以内を目安に報告書を提出する。

#### ② 途中経過及び最終報告

事業者は、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

## ※ 参考（事故報告フロー図）



## 11. 認知症介護研修の研修体系



### 【認知症介護基礎研修】

介護保険施設・事業所等において、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない方等を対象に、県が指定する機関がeラーニングにより認知症介護基礎研修を実施しています。(集合での研修はありません。)

令和3年の介護報酬改定により、介護事業者は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられています。

### ※受講義務付けの対象外となる資格

・看護師 ・准看護師・介護福祉士 ・介護福祉士・介護支援専門員 ・実務者研修修了者・介護職員初任者研修修了者 ・生活援助従事者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者 ・訪問介護員養成研修一級・二級課程修了者・社会福祉士 ・医師・歯科医師 ・薬剤師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・精神保健福祉士・管理栄養士 ・栄養士・あん摩マッサージ師 ・はり師・きゅう師 等

認知症介護基礎研修の実施について (岡山県)

<https://www.pref.okayama.jp/page/609339.html>

## 12. 運営推進会議・外部評価

事業者は、提供するサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保することを目的として、「運営推進会議」（定期巡回・随時対応型訪問介護看護は「介護・医療連携推進会議」）を事業所ごとに設置することとされています。

対象サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期巡回</li> <li>・ 随時対応型訪問介護看護</li> <li>・ 地域密着型通所介護</li> <li>・ 認知症対応型通所介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模多機能型居宅介護</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>・ 認知症対応型共同生活介護</li> <li>・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> </ul>
構成員	利用者・家族、地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等）、市または地域包括支援センター職員、有識者	
開催頻度	おおむね6ヶ月に1回以上	おおむね2ヶ月に1回以上
会議内容	事業所はサービスの提供状況等を報告し、会議による評価を受け、必要な要望・助言等を聴く機会を設ける。	
記録の作成と公表	報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表【義務】	

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所は、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、運営推進会議（定期巡回・随時対応型訪問介護看護では介護・医療連携推進介護）において、この自己評価結果について**第三者の観点からサービス評価（外部評価）を1年に1回以上実施することとされています。**

また、認知症対応型共同生活介護については、自己評価結果に基づき、外部評価機関による評価、または運営推進会議を活用した評価のいずれかを選択して外部評価を受けることとされています。

なお、運営推進会議等を活用した評価結果は、利用者・家族に対して手交もしくは送付するとともに、介護サービス情報公表システムへの掲載、法人ホームページへの掲載、事業所の見やすい場所への掲示などの方法により公表することとされています。

認知症対応型共同生活介護事業所（GH）における自己評価・外部評価の取扱い（市ホームページ）

<https://www.city.tamano.lg.jp/site/cyoju/20245.html>

## 13. 運営指導における指導・指摘事項等

### ◎運営に関する事項

#### 【全サービス共通】

##### 〈従業員の員数〉

- ・日によって従業員が人員配置基準を下回っている。
- ▷シフトに変更が生じる場合もあると考えられるため、変更に対応できるよう、十分に人員基準を満たすことが可能な人員配置体制の検討を願います。

##### 〈内容及び手続の説明及び同意〉

- ・重要事項説明書の記載内容が運営規程と異なっている。
- ・重要事項説明書に必要な記載事項がない。
- ・重要事項説明書の変更後に同意を得ている。
- ▷重要事項説明書は、運営規程の内容に基づいて作成し、記載内容が一致するように留意してください。
- ▷運営規程を変更した際は、重要事項説明書も併せて変更してください。
- ▷利用申込者がサービスを選択するために必要な情報となるため、記載事項を適宜確認し、最新の内容としてください。また、重要事項説明書の内容の変更を行う場合は、変更前に説明を行い、同意を得ることが適切です。

##### 〈運営規程〉

- ・基準省令に規定される記載事項が運営規程に定められていない。
- ・虐待の防止のための措置に関する事項が運営規程に定められていない。
- ▷必要記載事項を運営規程に定めてください。

##### 〈勤務体制の確保等〉

- ・職場におけるハラスメント防止の方針が定められていない。
- ▷ハラスメント防止の方針等を定め従業員に周知・啓発してください。
- ▷相談（苦情を含む。）への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知してください。

##### 〈掲示〉

- ・ウェブサイトに掲示された情報が最新のものではない。
- ・ウェブサイトに掲示された情報が運営規程と異なっている。
- ▷運営規程を変更した際は、ウェブサイト（介護サービス情報公表システム含む）も併せて変更してください。

##### 〈秘密保持等〉

- ・個人情報に関する同意書について、利用者の家族の個人情報を使用する場合に、あらかじめ家族の同意を得ていない。
- ▷利用者のみならず、家族の同意欄を設けるなどにより家族の同意を得てください。

## 【地域密着型サービス共通】

### 〈内容及び手続の説明及び同意〉

- ・重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）が記載されていない。
- ▷第三者評価の実施が無い場合にも記載をしてください。

### 〈勤務体制の確保等〉

- ・受講義務付け対象者のうち認知症介護基礎研修を未受講の介護従事者がいる。
- ▷事業所内全ての介護従業者（受講義務付け対象外となる有資格者等を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないとされています。

### 〈衛生管理等〉

- ・入浴設備においてレジオネラ症対策のため年1回程度レジオネラ属菌検査を実施していない。
- ▷レジオネラ症の病型の1つであるレジオネラ肺炎は、重症化した場合死亡する事例もあります。詳細は次をご覧ください。[岡山県「入浴施設におけるレジオネラ対策について」](#)

### 〈地域との連携等〉

- ・運営推進会議が必要回数開催されていない。
  - ・運営推進会議で行った報告、評価、要望、助言等についての記録が作成されていない。
  - ・当該記録が公表されていない。
- ▷基準省令に規定される回数「おおむね〇月に1回以上」は、運営推進会議を開催してください。

## 【居宅介護支援】

### 〈モニタリング〉

- ・モニタリングの記録がない。
- ▷モニタリングは「特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回はモニタリングの結果を記録すること。」とされています。

### 〈医療系サービス〉

- ・医療サービスを位置付ける場合、主治の医師等の指示があることを確認していない。
- ▷医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならないとされています。
- ▷意見を求めている事例や、求めているがその内容について記録がない事例が散見されたのでご注意ください。
- ▷主治の医師等の意見を踏まえて作成した居宅サービス計画は、意見を求めた主治の医師等に交付しなければならないとされています。

## ◎介護報酬に関する事項

### 【全サービス共通】

- ・加算に必要とされている要件や記録が確認できない。

- ・加算要件の「利用者又はその家族に説明し同意を得ていること。」の記録が確認できない。
- ▷加算算定要件を満たしていることが事後的に確認できなければなりません。要件や記録は、介護報酬を請求するための根拠となりますので、請求に当たっては、書類に基づき適正に行ってください。
- ▷利用者又はその家族に対する説明と同意が算定要件となっている個別的なサービスに係る加算については、他の算定要件が満たされていても、同意がなければ算定できません。

## 14. 資料確認書の提出について

本資料を確認の後、資料確認書を市へ提出ください。確認書の提出をもって集団指導受講完了となります。

- 受講期限：令和8年4月30日（木）
- 提出書類：資料確認書（市ホームページに掲載しています。）
- 提出方法：Eメール（FAX、郵送、持参も可）

**※管理者の方の受講は必須ですので必ず期間中に受講ください。**

## 15. その他連絡事項

### (1) メールアドレスの登録

市からの通知、お知らせ等は原則電子メールで行いますので、メールアドレスをご連絡ください。

※原則として、事業所のメールアドレスを登録するようにしてください。

※変更があった場合は、随時ご連絡ください。

※登録アドレスは、事業所情報として、庁内で共有する場合がありますので、ご了承ください。

### (2) 質問事項等

市へご質問がある場合は、原則電子メールでお問い合わせください。

なお、様式は任意で結構ですが、下記事項を必ず記載してください。

【必要記載事項】事業所名、サービス種別、担当者名、質問内容

※質問内容はできるだけ簡潔にお願いします。また、疑義が生じている内容、事業所の見解、その見解の根拠となる法令や通知等を明確にした上でお問い合わせください。

### (3) 各種届出様式の入手方法

地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援の届出様式（市 HP）

<https://www.city.tamano.lg.jp/site/cyoju/2330.html>

総合事業の届出様式（市 HP）

<https://www.city.tamano.lg.jp/site/cyoju/11835.html>

### (4) 地域密着型サービスの対象者

地域密着型サービスは平成 17 年介護保険制度改革により、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当であるとして創設されたサービス類型です。したがって、地域密着型サービスは、玉野市にお住まいの方が利用対象となりますので、サービス利用開始前に資格確認をお願いいたします。

### (5) 加算等に関する届出の期限

特養、GH、特定施設：翌月 1 日までの提出で翌月分から算定

その他在宅サービス：15 日までの提出で翌月分から算定

### (6) その他届出の提出期限

変更届：変更後 10 日以内

休止・廃止届：休止又は廃止の日の 1 月前

再開届：再開後、10 日以内ですが、早めの提出にご協力ください。

### (7) 令和 6 年度介護報酬改定関係（市 HP）

<https://www.city.tamano.lg.jp/site/cyoju/38859.html>

(8) 介護サービス関係Q & A

(厚生労働省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/qa/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html)

(WAMNET)

<https://www.wam.go.jp/wamappl/R3kaigoServiceQA.nsf/aList?Open&sc=&qn=&tn=&pc=1>